

「まちかど掲示板」掲載要領 兼 同意書

～「まちかど掲示板」への掲載を希望する皆さんへ～

広報しろう「まちかど掲示板」は、市内で活動しているグループや市民団体等のみなさんが活動やイベントの情報を発信し、地域のまちづくりの輪を広めるためのコーナーです。

掲載要領をよくご確認いただき、下記の同意書に氏名を記入のうえ、「掲載依頼書」と一緒に秘書広報課（市役所本館 3 階）に提出してください。

掲載要領

- 1、内容は、専用の掲載依頼書に記入してください。
- 2、必要に応じて、秘書広報課で原稿の修正等を行うことがあります。
- 3、必要に応じて、団体の会則や決算書など必要書類の提出を求める場合があります。
- 4、同一内容の記事の掲載は、原則 6 か月に 1 回までとします。
- 5、内容によって、掲載月を希望から変更することがあります。
- 6、掲載に伴う応募者や参加者に対しては、依頼者が責任を持って対応してください。
- 7、依頼書の誤記載等によるトラブルが生じた場合に、市は責任を負いません。
- 8、市や市教育委員会との共催、またはそれらの後援を受けて開催するものは、担当課を通じて秘書広報課へ依頼してください。
- 9、1 つの掲載希望月に多数の依頼があった場合は、抽選となることがあります。
- 10、虚偽の記載や不正な依頼などが判明した場合は、掲載を取り消し、以後の受付をお断りします。
- 11、内容が次のいずれかに該当するものは掲載できません。
 - ◆営利を目的としたもの（主催者の純益につながるもの、営利行為の宣伝となるもの、職業に密接したもの、謝礼等を得る指導者やスタッフが関係するもの等を含む）
 - ◆参加者が金銭を得る内容のもの（有償ボランティアを含む）
 - ◆金銭的トラブルが生じるおそれのあるもの
 - ◆寄付・協賛・物品提供の募集が主目的のもの
 - ◆開催場所が宍粟市外になっているもの
 - ◆問い合わせ先が市外局番になっているもの（携帯電話は可）
 - ◆不特定多数の市民を対象としていないもの（特定の者を対象とするもの）
 - ◆政治宗教に関するものや、公序良俗に反するもの
 - ◆特定の個人・団体を批判し、または人権侵害・差別につながるもの
 - ◆法令または条例に違反する、もしくはそのおそれがあるもの
 - ◆同一者または同一団体による複数同時依頼となるもの
 - ◆その他、市が掲載を適切でないと判断したもの

提出期限 希望掲載月の前月 1 日まで（1 日が土・日曜日や休日の場合、その直前の市役所開庁日）
問合せ先 宍粟市役所 秘書広報課 TEL 6 3 - 3 1 1 5

同 意 書

私は、「まちかど掲示板」への掲載を依頼するにあたり、上記の掲載要領に同意します。

年 月 日

依頼者氏名